

第10回原子力委員会定例会議議事録（案）

1. 日時 2002年3月5日(火) 10:30~11:05
2. 場所 中央合同庁舎第4号館 地下1階 共用B105会議室

3. 出席者 藤家委員長、遠藤委員長代理、竹内委員

内閣府

榊原参事官（原子力担当）

経済産業省原子力安全・保安院核燃料サイクル規制課

青木統括安全審査官

永山再処理班長

4. 議題

- (1) 原子力委員会専門委員の変更について
- (2) 日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可の一部補正及び経理的基礎について（経理的基礎については非公開）
- (3) その他

5. 配布資料

- | | |
|--------|---|
| 資料 1 | 原子力委員会専門委員の変更について（案） |
| 資料 2－1 | 日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可について（一部補正）（通知） |
| 資料 2－2 | 日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更の許可の申請に係る経理的基礎（その 2）に関する説明資料 |
| 資料 3 | 第 8 回原子力委員会定例会議議事録（案） |

6. 審議事項

- (1) 原子力委員会専門委員の変更について

標記の件について、榊原参事官より資料 1 に基づき説明があり、本件は了承された。

- (2) 日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可の一部補正及び経理的基礎について（経理的基礎については非公開）

標記の一部補正について、青木統括安全審査官より資料２－１に基づき説明があり、以下のとおり質疑応答があった。

(竹内委員) 今回の一部補正の申請は、使用済燃料の取得計画の変更に伴う補正なのか。

(青木統括安全審査官) そうである。使用済燃料の取得計画の年度展開の中では、少し減ったり増えたりしているが、工事資金の総額や、平成30年度までに投資した資金を回収する、といった方針については、変わ

っていない。

(藤家委員長) これまで、このような審査はあまりなかったので、原子力委員会としては慎重に見ているところである。

資料2－1の別紙1「予定再処理数量」や「取得計画」の値が少し変わること、事業者はその度に申請しなければならないのか。

(青木統括安全審査官) 使用済燃料の取得計画については、毎年度届出をすることになっており、その計画に変更が生じた場合は、届出をしなければならない。したがって、今回、事業者からこのような届出があった。

(藤家委員長) このような細かな変更自体についてまで、原子力委員会で審査する必要性はないのではないか。そういった手続の合理性は考慮された方が良くと思う。

(青木統括安全審査官) 原子力委員会では、全体の計画の中で問題があるかどうかを審議していただければ良いと思う。今回は、原子力委員会で審議中の変更許可申請の補正なので、改めて原子力委員会で審議していただくこととした。

(竹内委員) 審議中の申請に関係がなければ、毎年このような届出があっても、このように原子力委員会の定例会議の議題にはならないということか。

(青木統括安全審査官) そうである。

(藤家委員長) 民間の活動にはあまり関与しない方が良い、というのが大原則であり、また、原子力委員会に求められていることは何か、ということも十分認識しているので、そのように審議したいと思っている。

経理的基礎については、日本原燃株式会社の権利や競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのある情報が含まれていると判断されることから、非公開とした上で、青木統括安全審査官より資料2－2に基づき説明があり、資金の調達計画等について質疑応答があった。

(3) その他

事務局作成の資料3の第8回原子力委員会定例会議議事録(案)が了承された。

事務局より、3月12日(火)の次回定例会議の議題は、日本原子力研究所及び核燃料サイクル開発機構の統合について、原子力委員会参加からのヒアリング等を中心に調整中である旨、発言があった。